

二宮町特定空家等審査会条例（案）

（趣旨及び設置）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条に規定する特定空家等に対する措置の適正かつ円滑な運用を図るため、二宮町特定空家等審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審査会の次の各号に掲げる事項を所掌する。

- （1） 特定空家等に該当するか否かの審査に関すること。
- （2） 特定空家等に対する措置の実施について意見を述べること。
- （3） 前2号に定めるもののほか、町長が必要と認めること。

（組織等）

第3条 審査会は、5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1） 法律に関する専門的知識を有する者
- （2） 建築に関する専門的知識を有する者
- （3） 不動産に関する専門的知識を有する者
- （4） その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出するものとする。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、都市部都市整備課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部改正)

2 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例(昭和31年二宮町条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表第1 紛争調停委員会委員の項の次に次のように加える。

特定空家等審査会 委員	弁護士	〃	10,000円
	弁護士以外の専門的知識を有する学 識経験者	〃	8,600円
	専門的知識を有する不動産業従事者、 その他の委員	〃	6,200円